公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１１００号
横浜市南区六ツ川２丁目56番地75
債務者　磯村　智織
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８号
兵庫県明石市二見町福里89番地　メゾンピースフル103号
債務者　山渕真貴子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
神戸市西区伊川谷町有瀬344番地の１　グランプレステージ神戸神陵台109号
債務者　Ｋ＆Ｋ　ＡＵＴＯこと　仲　　孝一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　　由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
福岡県久留米市荒木町白口1766番地６　ミカハウスⅢ１－Ｂ、住民票上の住所広島県福山市幕山台３丁目20番27号
債務者　今橋　弘行
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４００号
北九州市門司区谷町２丁目２番28号
債務者　池田　文子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４２７号
横浜市神奈川区羽沢町163番地
債務者　安井美穂子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８５号
大阪府河内長野市喜多町169番地　エレガントライフマンション302号
債務者　米澤千由紀
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目８番17号、前住所大阪市東成区大今里西１丁目29番８号　ＡＴ　Ｈｏｍｅ602号
債務者　厚地　貴徳（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４６号
長崎県長崎市新地町６番56―510号
債務者　後藤　郁子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
山口県下関市菊川町大字田部606番地14、前住所山口県山陽小野田市大字山川32番地13　アーデント厚狭駅前803号
債務者　池村佐由里
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋森　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
青森市桜川１丁目10番７号
債務者　木中　和子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　　正俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目２番25―603号
債務者　呉山　健輔
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７８７号
埼玉県蕨市南町２丁目10番15号　ヨシムラハイツ302号
債務者　横田　伸樹
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　漆原　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０３４号
大阪市旭区中宮１丁目３番９―804号
債務者　大阪博鳳堂こと　川澄　啓子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米﨑みどり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１号
堺市北区南花田町226―207号室、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町東３丁１番40号　石津町文化住宅Ｊ－１号
債務者　村田　宗明
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡筋　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
宮崎県都城市菓子野町9784番地１
債務者　新留　　猛
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部